

平成30年第2回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 6月12日～6月22日：11日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6月12日	火		開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 議会人事 3. 同意案第1号～第3号 4. 承認第1号～第5号 5. 議案第30号～第40号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6月13日	水		休 会		
6月14日	木		開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号～第5号 3. 議案第30号～第40号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
6月15日	金		休 会		
6月16日	土		休 会		
6月17日	日		休 会		
6月18日	月		休 会	委員会	
6月19日	火		休 会	委員会	
6月20日	水		休 会	委員会	
6月21日	木		休 会		
6月22日	金		開 議 午前10時		1. 議案第30号～第40号 2. 議員提出議案第3号 3. 意見書案第6号～第9号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

平成30年6月12日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成30年2月20日、3月7日、4月2日、16日、20日、23日、27日、5月2日、8日、6月4日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計 | 平成29年度10月分～12月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成29年度11月分～2月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成29年度10月分～3月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成30年3月7日、23日、4月11日、5月15日、6月1日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 教 育 総 務 課 | 平成27年度
平成28年度 |
| (2) 選挙管理委員会事務局 | 平成27年度
平成28年度 |
| (3) 企 画 政 策 課 | 平成27年度
平成28年度 |
| (4) 学 校 教 育 課 | 平成27年度 (平成28年1月～3月)
平成28年度 |
| (5) 中 学 校 4 校 | 平成29年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、平成30年4月2日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 社会福祉法人中間市社会福祉協議会 | 平成27年度、平成28年度 |
|----------------------|---------------|

4. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成29年度中間市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算

書を5月22日付で市長から受領した。

5. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、平成30年6月1日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方 中間市在住 女性

・事故の概要 事故発生日時 平成30年4月9日 午後1時10分頃

事故の発生場所 中間市中央五丁目6番18号

事故の状況 遠賀信用金庫の駐車場に車を停車後、ドアを開けた瞬間に強風が吹き、ドアが隣に停車していた相手方所有の車両の後部ドアに接触し、擦れによる塗装剥がれを生じさせた。

・損害賠償の額 82,500円

(意見書の提出)

平成30年3月23日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

(1) バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

(2) 所有者不明の土地利用を求める意見書

(3) 日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書

(4) 社会保障を拡充し全ての国民に生存権の保障を求める意見書

(5) 沖縄の米軍ヘリ墜落による、飛行中止を求める意見書

平成30年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年 6月12日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成30年 6月12日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 常任委員の所属変更
- 日程第 3 同意案第1号 監査委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 同意案第3号 中間市等公平委員会の委員の選任について
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号))
- 日程第 7 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第
1号))
(日程第6～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(日程第8～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第30号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第31号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第32号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第33号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入
所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指

定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 5 第 3 4 号議案 中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 6 第 3 5 号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 7 第 3 6 号議案 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

(日程第 1 1 ～日程第 1 7 提案理由説明)

日程第 1 8 第 3 7 号議案 中間市参与の設置等に関する条例

日程第 1 9 第 3 8 号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(日程第 1 8 ～日程第 1 9 提案理由説明)

日程第 2 0 第 3 9 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

日程第 2 1 第 4 0 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

(日程第 2 0 ～日程第 2 1 提案理由説明)

日程第 2 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	1 0 番 山本 慎悟君
1 1 番 安田 明美君	1 2 番 梅澤 恭徳君

13番 柴田 広辞君

14番 中野 勝寛君

15番 井上 太一君

16番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	市長公室長	………	佐伯 道雄君
総務部長	………	園田 孝君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	田中 英敏君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
企画政策課長	………	濱田 学君	総務課長	………	後藤 謙治君
財政課長	………	蔵元 洋一君	課税課長	………	森満 学君
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	平川 佳子君
介護保険課長	………	冷牟田 均君	都市計画課長	………	白石 和也君
教育施設課長	………	村上 智裕君	上水道課長	………	田中 秀一君
消防総務課長	………	加川 徹君			

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君

書 記 谷山 隆二君

書 記 志垣 憲一君

書 記 池田 恭君

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。

会議に入ります前に、福岡市長から報告したい旨の申し出があります。これをお受けしたいと思います。福岡市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。本日、このように報告の場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、平成30年5月25日から28日まで、「北九州都市圏域市町中国・大連トッププロモーション事業」へ参加いたしました。

本事業は、北九州都市圏域連携中枢都市ビジョンにおける広域観光連携や北九州空港の機能拡充、利用促進に関する具体的な取り組みでございます。大連市は、人口約690万人で、中国東北地域を代表する経済都市でございます。

近年、中国人の所得向上や訪日ビザの要件緩和により、多くの中国人が日本観光に訪れております。北九州市と大連市は、直行便で結ばれており、首長級のプロモーションを行うことで、北九州都市圏域へのこれから中国人観光客の取り込みを図るものです。

今回、北九州都市圏域連携中枢都市を構成する自治体から3市7町が参加いたしました。期間中、大連市長との会合や、大連市最大規模のイベント、「あかしあ祭り」開幕式、北九州都市圏域PRセミナー、大連市中日友好協会との会合、観光ハイレベルフォーラム、市長円卓会議といった国際的規模の場で、観光PRを私みずから行ってまいりました。

特に、北九州都市圏域PRセミナーと市長円卓会議では、中国の政府関係者、観光関係企業と意見交換を行うことができました。その中で、日本の盟友であり、我がまち中間市を生まれ故郷とする故・高倉健氏についての記念碑を紹介した際、中国の皆様の強い関心がありました。約8億人の中国人が、高倉健さんの映画を見たと言われており、高倉健さんの人物像に憧れる中国の方々から、中間市への行き方、そのほかに見どころはあるのかといった問い合わせを多数受けました。改めて中国の地で、高倉健さんの偉大さを認識したところです。

また、中国の関係者から高倉健さんのふるさと紹介として、テレビやインターネットでの取材をさせてほしいとの打診がございました。このような機会を得たことは、今後の本市インバウンド観光促進に大きな転機をもたらすと考え、本年度内に再度、大連市関係者との協議実施に向け、調整しております。

今回、北九州市と大連市における長年の友好関係のもと、知り合うことができた大連市関係者とのつながりも大切にし、今後も本市観光情報を提供していくことで、高倉健さんのふるさと、中間市の認知度を高め、世界遺産やフットパスを含めた中国人向け観光プログラムの検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、議員の皆様へ観光施策のご理解をいただきながら、観光都市・中間の実現に向

け、先頭に立って全力発進で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜わりますようお願い申し上げまして、大連市出張の報告とさせていただきます。お時間をいただき、まことにありがとうございます。

午前10時03分開会

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより平成30年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月22日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は11日間と決しました。

日程第2. 常任委員の所属変更

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、常任委員の所属変更を議題といたします。

総合政策委員の堀田克也君から、産業消防委員に委員会の所属を変更されたい旨の申し出があっております。

お諮りいたします。堀田克也君からの申し出のとおり、委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の所属を変更することに決しました。

日程第3. 同意案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、同意案第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第1号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の監査委員であります長野熙氏の任期が、本年6月30日で満了いたします。つきましては、後任といたしまして、人格が高潔で行政運営に優れた識見を有する武藤淳氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は15人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（下川 俊秀君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(下川 俊秀君)

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1 番	植本 種實議員	2 番	小林 信一議員
3 番	堀田 克也議員	4 番	柴田 芳信議員
5 番	田口 澄雄議員	6 番	田中多輝子議員
7 番	掛田るみ子議員	8 番	草場 満彦議員
9 番	中尾 淳子議員	10 番	山本 慎悟議員
11 番	安田 明美議員	12 番	梅澤 恭徳議員
13 番	柴田 広辞議員	14 番	中野 勝寛議員
15 番	井上 太一議員		

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(下川 俊秀君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中多輝子さん及び掛田るみ子さんを指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(下川 俊秀君)

投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成15票、反対0票。

以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第1号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 同意案第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、同意案第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第2号中間市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります竹内稔氏の任期が、本年6月21日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、これに同意することに決しました。

日程第5. 同意案第3号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第5、同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会の委員であります菅尾暁氏の任期が本年6月21日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、これに同意することに決しました。

日程第6. 承認第1号

日程第7. 承認第2号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第6、承認第1号及び日程第7、承認第2号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

承認第1号平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)につきましては、平成30年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

平成29年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては、65億6,979万円、また歳出総額にあつては、75億8,372万円となり、差し引き10億1,393万円の不足が生じました。

これを補填するため、平成30年度補正予算として、歳出につきましては、9款の前年度繰上充用金に、また歳入につきましては、8款の諸収入にそれぞれ10億1,393万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,678万円といたしました。

なお、平成29年度単年度決算につきましては、2億2,215万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、前期高齢者交付金の概算交付額が、3億560万円増額したことなどによるものでございます。しかしながら、前期高齢者交付金の過大交付金は、平成31年度の国民健康保険事業費納付金で調整されることから、福岡県への納付額の大幅な増加が予想されるところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、平成29年度に税率等の改正を行ったものの、被保険者数の減少等により、前年度より1,227万円の減額となっております。しかしながら、税率等の改正を行わなかった平成27年度から平成28年度にかけては、4,198万円の減額であったことから、歳入減の幅を縮小する効果があったものと考えられます。

収納率に関しては、一般被保険者に係る現年分が、平成28年度94.09%であった

のに対し、平成29年度94.75%となり、0.66ポイント上昇しております。

平成30年度より国民健康保険財政の運営を都道府県単位で行うこととなりましたが、今後も国民健康保険税の徴収強化及び保健事業を充実し、市民の健康増進を推進することにより、医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいっている所存でございます。

次に、承認第2号平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告いたします。

平成29年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては570万円、また、歳出総額にあつては3億4,950万円となり、差し引き3億4,380万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ3億4,385万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,554万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、460万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、平成29年度決算額は3億4,957万円となっております。今後におきましても、未収債権の回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月14日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 8. 承認第3号

日程第 9. 承認第4号

日程第10. 承認第5号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、承認第3号から日程第10、承認第5号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第3号及び承認第4号につきましては、関連がございますので、あわせて報告申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例を改正する必要が生じましたが、同法の施行日が本

年４月１日でありましたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付で専決処分といたしましたので、同条第３項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容につきましては、ご説明申し上げます。

まず、承認第３号の中間市市税条例等の改正でございますが、個人住民税の部分におきましては、地方税法等において、給与所得控除、公的年金等控除を１０万円引き下げ、基礎控除額を同額の１０万円引き上げるよう改正が行われたことから、個人住民税に係る非課税限度額が見直され、現行の基準額に１０万円を加算した額に改正し、また、合計所得金額が２，４００万円を超える納税義務者に係る基礎控除額について、控除額が逡減、消失する仕組みが設けられたことから、改正を行うものでございます。

次に、たばこ税の部分におきましては、喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこが新設され、加熱式たばこの課税方式が重量と価格による本数への換算方式に見直され、本年１０月１日から５年間かけて段階的に移行するもので、紙巻たばこにおきましても、本年１０月１日から３段階で税率を引き上げることといたしております。

次に、固定資産税に関する部分におきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」におきまして、生産性向上に向けた固定資産税の特例措置が創設され、生産性革命集中投資期間中の平成３０年度から平成３２年度における中小企業等の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により、市が主体的に作成した計画に基づき行われました中小企業等の一定の設備投資について、固定資産税の全額を３年度間減額する特例措置を講じるものでございます。

また、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂について、固定資産税の３分の１に相当する金額を２年度分減額する措置が新たに講じられたため、減額措置を受ける場合についての申告等について規定し、土地に係る負担調整措置について、現行の制度を平成３２年度まで３年間延長するものでございます。

次に、承認第４号の中間市都市計画税条例の改正でございますが、先ほど、市税条例の固定資産税に関する部分でご説明申し上げましたのと同様に、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂について、都市計画税の３分の１に相当する金額を２年度分減額する措置が新たに講じられたため、減額措置を受ける場合についての申告等について規定し、また、土地に係る負担調整措置について、現行の制度を平成３２年度まで３年間延長するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成３０年４月１日、その他地方税法等の改正にあわせた個別の施行日といたしております。

次に、承認第５号、今回の条例改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、本年４月１日に施行され、国民健康保険法等が改正されたことに伴い、中間市国民健康保険税条例の改正においても、法の改

正同様、本年４月１日に施行する必要がございましたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付で専決処分といたしましたので、同条第３項に規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、国民健康保険制度の改編に伴い、県が財政運営の責任主体となり、市の国民健康保険事業納付金を決定することから、国民健康保険税の課税額において規定の整備を行うものでございます。

また、平成３０年度から国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を「５４万円」から「５８万円」に引き上げる一方、低所得の世帯に対する軽減措置の拡充といたしまして、５割軽減及び２割軽減の軽減判定基準の算定において、１人当たりの加算額を５割軽減にあつては「２７万円」から「２７万５,０００円」に、２割軽減にあつては「４９万円」を「５０万円」に引き上げ、国民健康保険税の負担の軽減を図ることといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、法律の改正にあわせ、平成３０年４月１日といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分３件に対する質疑は、６月１４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１１．第３０号議案

日程第１２．第３１号議案

日程第１３．第３２号議案

日程第１４．第３３号議案

日程第１５．第３４号議案

日程第１６．第３５号議案

日程第１７．第３６号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１１、第３０号議案から日程第１７、第３６号議案までの条例改正７件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第３０号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本年４月１日に施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の資格要件を、同省令にあわせ、拡大するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第31号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市におきましては、高齢化の進展により高齢化率が36%を超え、本市が実施しております敬老祝金給付事業の給付対象となる高齢者の方につきましても、同様に増加傾向にあります。

今後もこのような傾向が続くことが予想されますことから、県内自治体の給付状況を確認しましたところ、満77歳の方への給付を実施している自治体は限られており、また満88歳の方に対する2万円の給付額も水準より高いものであることが、明らかになりました。今回の条例改正は、これらの事情を踏まえまして同事業の見直しを図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、平成31年度から、満77歳の方への給付を廃止し、満88歳の方に対しては、給付額を現行の2万円から半額の1万円に改めるものでございます。

なお、満99歳以上の方につきましては、長寿を祝い、敬老の意を表するため、現行どおり3万円の給付を維持することといたしております。

また、今回の見直しにより生じた財源につきましては、国が推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の充実を図るため、高齢者の見守り事業やケアトランポリンの健康寿命を延ばす介護予防事業に予算を配分することといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、平成31年4月1日といたしております。

次に、第32号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年8月1日から施行されること、及び平成27年度に施行されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による低所得者の介護保険料の負担軽減措置を、平成32年度まで引き続き講ずることによるものでございます。

条例の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に係るものにつきましては、条例で引用しております介護保険法施行令の条項が改められましたことから、これにあわせ改正するものでございます。

次に、介護保険料の負担軽減措置に係るものにつきましては、3年に一度の介護保険料の改定を今年度実施したところでございますが、第1号被保険者のうち、第1段階の該当者に対し、低所得者の介護保険料の負担軽減を行うため、基準額に乗じる割合を、第1段

階の保険料率から0.05を超えない範囲内において、市町村が規定する割合を減じた保険料率とするものとされております。

このため、これまでと同様に、基準額に乗じる割合を0.05引き下げ、0.5から0.45とし、第1段階の保険料額を年額で「3万5,622円」から「3万2,059円」に引き下げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に係るものにあつては、政令の施行日にあわせ、本年8月1日とし、介護保険料の負担軽減措置に係るものにあつては、本年7月1日とし、平成30年度分の介護保険料から適用することといたしております。

次の第33号議案から第35号議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

介護サービス事業者の事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきましては、国が定める内容を基礎として、地方公共団体が地域の実情に応じ、条例で定めることとされております。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令をはじめとして、国の定める基準等の内容を改める規定が、本年4月1日に施行されましたことから、これを踏まえまして、関連する条例を改正するものでございます。

なお、いずれの条例改正につきましても、年々増加しております介護サービスの需要に対する提供体制を維持できるよう、サービス供給量の増加及び効率化を図るものとなっております。

それでは、条例改正の主な内容につきましては、ご説明申し上げます。

まず、第33号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法で新たに地域密着型サービスとして設けられました共生型地域密着型サービスに関する基準を新設するとともに、同じく新たに設けられました介護医療院を地域密着型サービスの対象施設として追加いたしております。

また、地域密着型介護老人福祉施設における緊急時対応の義務づけ、入所、入居等を伴う地域密着型サービスにおける身体の拘束等の適正化を行っております。

次に、第34号議案中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明申し上げました介護医療院の追加に加えまして、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の員数の見直し、指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業者による身体拘束等の適正化を行っております。

次に、第35号議案中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定介護予防支援事業者について、障がい者福祉や医療の分野との連携を促進するため、障がい者福祉制度における指定特定相談支援事業所との連携を努力義務とするとともに、入院時における医療機関等の連携の義務付けを行っております。

なお、これらの条例の施行日につきましては、平成30年7月1日といたしております。

次に、第36号議案中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、本年4月に施行された本市の機構改革により、市立小中学校の通学区域に関する事務を教育施設課が執行することとなりましたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、通学区域に関する審議を行う通学区域審議会の庶務の所管課を「学校教育課」から「教育施設課」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、6月14日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 第37号議案

日程第19. 第38号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、第37号議案及び日程第19、第38号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第37号議案中間市参与の設置等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

私は、市長に就任して以降、市民の皆様とのお約束であります私の公約を実現するため、この1年、懸命に取り組んでまいりました。

しかしながら、より効果的かつ戦略的な行政経営を迅速に実施していくためには、学識経験者等に専門的な意見を求め、必要な提言を受ける手法が、市政を変え、さらに発展させていく上で、効果的であると考えたものであります。

この条例は、就任当初に設置を検討しておりました経営戦略会議に代わる仕組みといたしまして、学識経験者や企業経営者等、市政経営に関し、高い識見と豊富な経験を有する方に、本市の重要な施策及び事業について、私の求めに応じ、専門的かつ技術的な助言又

は提案を行っていただくため、地方公務員法上の非常勤の特別職であります参与を設置することについて、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容といたしましては、参与を置くことができる旨及び参与を置いた場合の任期、報酬等について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第３８号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移管され、人員及び運営に関する基準等について、市町村の条例で定めることとされたことによるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、本市において指定居宅介護支援等の事業を運営する事業所について、従業者の員数や管理者などの人員に関する基準、管理者の責務や運営規程、勤務体制の確保などの運営に関する基準等を、省令やこれまでの事務を所管しておりました県の条例を踏まえ、定めるものでございます。

また、本市の独自基準といたしまして、介護保険事業の基準に係る本市の他の条例と同様に、暴力団排除に係る条項を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、平成３０年７月１日とし、第１６条第２０号の規定につきましては、同様の内容を定める厚生省令の改正にあわせ、平成３０年１０月１日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例制定２件に対する質疑は、６月１４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２０．第３９号議案

日程第２１．第４０号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第２０、第３９号議案及び日程第２１、第４０号議案の規約の変更２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第３９号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

このたび、筑紫郡那珂川町が市としての要件を満たし、県議会の議決及び総務大臣の告

示を経まして、本年１０月１日から那珂川市となります。これに伴いまして、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容といたしましては、那珂川市を組合の構成市に追加するものでございます。

なお、規約の施行日につきましては、平成３０年１０月１日といたしております。

次に、第４０号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

先ほど第３９号議案でご説明申し上げましたとおり、本年１０月１日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となります。これに伴いまして、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、関係市町村と協議することにつきまして、同法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容といたしましては、同規約中の「筑紫郡那珂川町」の文言を「那珂川市」に変更するものでございます。

なお、規約の施行日につきましては、平成３０年１０月１日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております規約の変更２件に対する質疑は、６月１４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２２．会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第２２、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、柴田芳信君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前１０時４６分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 柴 田 芳 信

議 員 井 上 太 一